

答 申

第1 審査会の結論

大村市長（以下「実施機関」という。）が、令和6年12月27日付け大市商第0320号で公文書開示請求者（以下「本件開示請求者」という。）に対し行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、別表に掲げる情報を除き、非公開とすべきである。

第2 諮問に至る経緯

1 開示請求の内容

本件開示請求者は、令和6年11月18日付けで、大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和4年度に指定管理者が決定した「大村市民交流プラザ」の指定管理者申請書の中の「施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書」（以下「本件公開請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与

実施機関は、本件公開請求文書には第三者に関する情報が記録されているとして、令和6年12月2日付けで、条例第7条第5項の規定に基づき、当該情報に係る第三者（以下「本件第三者」という。）に対し、意見書を提出する機会を与えた。

本件第三者は、同月16日付けで、実施機関に対し、本件公開請求文書の情報は条例第9条第3号に規定する非公開情報に該当し、公開されることにより支障が生じるとの意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

3 本件処分の内容

実施機関は、令和6年12月27日付けで本件処分を行い、本件開示請求者に通知した。意見書を提出した本件第三者に対しては、条例第7条第6項の規定に基づき、部分公開決定した旨を通知した。

4 本件第三者による審査請求の申立て及び執行の停止

本件第三者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、行政不

服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和７年１月７日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、同月９日付けで、法第２５条第２項の規定により、本件審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、本件開示請求者に通知した。

５ 実施機関による弁明書

実施機関は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用される法第２９条第２項及び第５項の規定により、令和７年２月７日付けで弁明書を作成し、審査請求人に送付した。

６ 審査請求人による反論書及び口頭意見陳述

審査請求人は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用される法第３０条第１項の規定により、令和７年３月１８日付けで反論書を提出した。

また、実施機関は、審査請求人の申立てを受け、法第９条第３項の規定により読み替えて適用される法第３１条第１項の規定により、同月２６日に、審査請求人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えた。

第３ 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

１ 処分の内容及び理由

（１）関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

条例第９条は、本市が保有する公文書を原則公開することを規定するとともに、例外的に非公開情報を限定列挙している。そのうち、本件公開請求における非公開情報は、同条第２号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び同条第３号に規定する「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利

益を与え、又は競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められるもの」である。

(2) 処分内容及び理由

① 認定した事実

本件公開請求文書には個人の顔写真、氏、各年度の指定管理料、施設における配置予定従事者数、法人における有資格者に関する情報、委託業務に関する情報及び収支予算書における項目の金額が記載されている。

② 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

条例第9条の規定に基づき、同条第2号及び第3号に該当すると判断した部分を非公開とする本件処分をした。

非公開とする理由として、本件公開請求の対象文書には個人の顔写真及び氏が記載されており、特定の個人を識別できるものであり、条例第9条第2号に該当すると判断したためである。

また、各年度の指定管理料、施設における配置予定従事者数、法人における有資格者に関する情報、委託業者に関する情報及び収支予算書における項目の金額についても、公開することにより当該法人の競争上の地位、財産その他正当な利益を害すると認められ、条例第9条第3号に該当し、その他の情報については条例第9条各号に該当しないと判断した。

(3) 処分の内容

以上の認定した事実及び当てはめから本件処分を行い、審査請求人に通知した。

2 処分庁からの補足

公文書として保有する法人に関する情報が非公開情報に該当するか否かの判断は、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」（最高裁判H3. 11. 27）とされており、当該公文書における法人情報が非公開情報に該当するかは、当該情報が競争上の地位その他正当な利益を害すると客観的に認められる必要がある。そのため、処分庁としては、本件公開請求文書に記載された情報が非公開情報に該当するか慎重に検討を行ったが、非公開とした情報以外の部分については競争上の地位その他正当な利益を害すると客観的には認められなかった。

以上のことから、条例第9条第2号及び第3号に該当する非公開情報を除き公開することとし、本件処分を行ったものである。

3 結論

上記のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行ったものであり、適当である。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、企業独自のノウハウが含まれる「コンセプト・具体策・費用算出方法等の詳細情報」について非公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

① 企業独自の創意工夫が含まれる情報の保護の必要性

事業計画書や収支予算書は、当社が独自に構築した運営戦略や改善策、費用配分方法が詳細に記載されている。これらの情報は単なる計画書の内容ではなく、企業活動における競争優位性を支えるノウハウの結晶である。特に以下の情報は、公開されることで競合企業による模倣や不正利用を招き、企業利益を著しく損なうおそれがある。

- ・事業運営に関する「基本方針・コンセプト」
- ・各種業務における「具体的手法・フロー」
- ・収支計画における「積算根拠・費用配分方法」

② 情報公開の目的に適合しない情報

情報公開制度は行政の透明性向上を目的としているが、企業が提出する事業計画書の「コンセプト・具体策・算出方法」は行政の透明性向上に不可欠な情報ではなく、また市民の利益を損ねるとは言えない情報である。これを公表することは、市民の知る権利を超えて企業の正当な利益を侵害するものである。

③ 競争環境の公平性維持の観点

公開対象範囲には、当社の過去の実績を踏まえた最適な運営方針や改善策が含まれている。これらの情報を競合他社に公開することは、次回以降のコンペティションにおいて不公平な競争を招き、選定プロセスの公平性が損なわれるおそれがある。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号及び条例第9条第3号に基づき、「競争上の地位、財産

権その他正当な利益を害するおそれがある情報」として非公開が認められるべきである。

(2) 反論書における主張

① 未公表の著作物は開示できないこと

ア 著作物に該当すること

(ア) 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条）。

(イ) 「大村市民交流プラザ指定管理者事業計画書」（1頁～82頁）については、審査請求人の基本理念が創造的に表現されているとともに、経営戦略に基づき考え出された著作物である。

(ロ) 「大村市民交流プラザ接遇マニュアル」（1頁～12頁）及び「大村市民交流プラザ危機管理に関するマニュアル」（1頁～15頁）も、審査請求人の基本理念をもとに創造的に創作した著作物である。

(エ) 「指定管理者交流事業計画書（案）」（2022年4月～2023年3月）についても、審査請求人の基本理念をもとに、どのような交流計画をしているかという案であり、創造的に創作した著作物である。

(オ) 「収支計画書」も、審査請求人の基本理念のもとに、どのような収支を計画しているかという案であり、創造的に制作した著作物である。

イ 未公表の著作物は開示できないこと

(ア) 著作権法第18条第3項第3号によれば、地方公共団体に提供した未公表の著作物についても、開示決定時までに別段の意思表示をした場合は、公表に同意したものとは擬制されない。

(イ) 審査請求人は審査庁に対し、上記著作物について公表に同意しないとの意思表示を示してきた。たとえば、令和6年12月16日付け公文書公開請求に対する意見書でも、「提案書複製利用が出来ること」を理由に公表に同意しないとの意見を明示して伝え、著作権法に基づく不同意の意思表示をしている。

(ロ) したがって、著作権法第18条第3項第3号に基づき、同意のない未公表文書を公表することはできない。

ウ 裁判例に照らしても開示できないこと

(ア) 本件のような未公表の著作物については、著作権法により保護をされている。そして、著作者である審査請求人が不同意について、著作権法で保護が与えられている以上、条例に基づく公表をなしえないのである。

② 条例第9条第3号に定める法人等情報に該当すること

ア 裁判例における法人情報等

(ア) 裁判例は幅広く法人等情報を保護している。

イ 探索目的であり、公益目的ではないこと

(ア) 条例第 1 条は、「この条例は、市が保有する公文書の公開について必要な事項を定め、広く市政に関する情報を公開することにより、市民の市政への参加を推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深め」ることを目的としている。あくまで公益目的での情報公開を定めているのである。

(イ) ところが本件における本件各行政文書の公開請求は、公益的なものではなく、審査請求人の事業ノウハウを入手することを目的としたものと考えられる。仮に個人名での請求であったとしても同様であり、審査請求人が蓄積してきた未公表の著作物が流出並びに提供されるおそれが極めて高いものである。

(ロ) さらに、本件各行政文書を公開することは、審査請求人の独自のノウハウが知られることとなる。これによる安易な模倣提案により、審査請求人だけでなく、職員、さらには審査請求人と契約関係にある多くの業者の明らかな不利益が容易に想定できるものである。

(ハ) そもそも、指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。ところが、本件各行政文書を公開することで、経験データや改善策に基づく誠実な内容ではなく、安易に模倣提案をする申請者が出てくるのが容易に予想される。これは、公正な選定に支障を及ぼし、ひいては市民サービスの低下、施設の公平・安全な管理の欠如につながるものである。

③ 事業運営上の地位その他正当な利益を害すること

ア 「大村市民交流プラザ指定管理者事業計画書」（1 頁～82 頁）

(ア) 審査請求人の基本理念が創造的に表現されているとともに、経営戦略に基づき考え出された著作物である。

(イ) この計画が公開することで、審査請求人の計画を表面的に模倣されることとなりかねない。そして、審査請求人の今後の計画に困難を来すという不利益を与えるおそれのあることが明らかである。

また、業者間の申請内容の差異がなくなり、市民サービスの著しい低下につながり、指定管理者制度の目的から大きくかけ離れる結果を導く。

(ロ) 5 頁、54～57 頁、66～80 頁では苦情処理、クレーム処理、

コロナウイルス対策等を記載しているが、かかる苦情処理、クレーム処理を逆手に取った対応をされることにより、審査請求人による苦情処理やクレーム処理に支障をきたすだけでなく、審査請求人の事業運営上の地位を害する結果を招くこととなる。

(エ) 28頁～44頁、58～63頁については、審査請求人の入札先、資金計画、配置計画、教育計画等を明らかにするものである。これを知った請求者が開示により得られた情報をもとに同様の入札をすることで、審査請求人の事業運営上の地位を害する結果を招く。

イ 「大村市民交流プラザ接遇マニュアル」(1頁～12頁)及び「大村市民交流プラザ危機管理に関するマニュアル」(1頁～15頁)も、処遇、危機管理等を記載しているが、かかる処遇や危機管理を逆手に取った対応をされることにより、審査請求人による処遇や危機管理に支障をきたすだけでなく、審査請求人の事業運営上の地位を害する結果を招くこととなる。

ウ 「指定管理交流事業計画書(案)」(2022年4月～2023年3月)についても、審査請求人の交流計画や教育計画等を明らかにするものであるものであり、審査請求人による処遇や危機管理に支障をきたすだけでなく、審査請求人の事業運営上の地位を害する結果を招くこととなる。

エ 「収支計画書」も、審査請求人の資金計画を明らかにするものである。また、今後の事業における未執行の契約金額や予定事業が推測できる。そのため審査請求人の適正な管理運営が阻害されることとなりかねないものであり、審査請求人の事業運営上の地位を害する結果を招くこととなる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。なお、審査請求人は意見書において、大村市民交流プラザ利用に関するアンケート、新型コロナ対策の一部、保有車両に関する写真及び大村市民交流プラザ個人情報保護規程の公開については争っていないことから、非公開情報の該当性については判断しない。

1 本件公開請求文書について

本件公開請求文書は、令和5年度から令和7年度までにおける大村市民交流プラザの指定管理者の公募に係る指定管理者申請書の一部として、審査請求人が実施機関に提出した文書である。当該文書には、大村市民交流プラザの利用促進に向けた取組、経費縮減の考え方、指定管理期間の各年度における収支予算書などの提案内容が記載されている。

2 本件処分について

当審査会が、本件公開請求文書を見聞したところ、別表に掲げる情報を除き、本件公開請求文書は指定管理者の指定を受けるために審査請求人による独自のノウハウを盛り込み作成されているものと認められた。

このため、別表に掲げる情報を除き、本件公開請求文書を公開することは、条例第9条第3号により、法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められることから、非公開情報として取り扱うべきものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

公開すべき部分	公開理由
現在管理運営している施設に関する情報のうち、指定管理者となっているもの並びに地方公共団体及び独立行政法人との契約に関するもの	独立行政法人又は地方公共団体は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）又は情報公開条例の対象となっており、指定管理者となっている事実又は契約の相手方となっている事実は、非公開情報（不開示情報）には該当しないため
地方自治法及び大村市民交流プラザ条例	デジタル庁が管理する「e-GOV」、大村市ホームページなどの法令情報において公開されており、取得可能な情報であるため
大村市総合計画・後期基本計画	大村市ホームページ内の後期基本計画（令和 3 年度策定）において公開されており、取得可能な情報であるため
SDGs 17 のゴール	一般社団法人日本 SDGs 協会のホームページなどにおいて公開されており、取得可能な情報であるため
審査請求人の事務所所在地地図	google マップなどで公開されており、取得可能な情報であるため
プライバシーマーク登録証	一般社団法人日本情報経済社会推進協会ホームページ内の事業者別プライバシーマーク登録情報において公開されており取得可能な情報であるため
大村市民交流プラザ交流事業（2021 年度、2020 年度及び 2019 年度）の一覧及びチラシ（「人数」の項の数字を除く。）	大村市民交流プラザホームページ内のイベントカレンダー及び個別のイベントページにおいて公開されており、取得可能な情報であるため

審査会の審査経過

年月日	経過
令和7年5月12日	第1回審査会 調査審議
令和7年7月14日	第2回審査会 答申書案の検討及び決定 答申

大村市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職
会長	横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授
委員	田川 美智代	大村市連合婦人会 元会長
	福谷 美保子	会社役員
	古田 豊隆	人権擁護委員
	渡邊 雅大	弁護士

(五十音の順)